相続手続きの流れ

相続人の確定
亡くなた方の生れてから亡くなるまでの戸籍謄本を調べます。

相続財産の確定
亡くなった方が所有していた預貯金・不動産など、相続財産を確定します。

遺産分割方法の決定
相続人間で、遺産の分け方を決めます。相続人全員の合意が必要です。

協議書の作成
「遺産分割協議書」を作成、相続人全員が署名・捺印します。

諸手続き開始
金融機関手続き
・不動産登記
・相続税

コンフィアンサ行政書士法務事務所